**林業・木材産業改善資金について**

**１　林業・木材産業改善資金制度**

　(1)目　的

　　　林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進すること等を目的として、林業従事者・木材産業事業者等が経営改善等のために行う新たな事業の開始・新たな販売方式の導入等の先駆的な取り組みに対し、都道府県がこれらに必要な中・短期の資金を無利子で貸付けを行う。

　(2)制度のしくみ

　　　国庫補助金（２／３），府の一般財源（１／３）を原資として、府の特別会計を設置。林業従事者等に対して、**無利子で林業・木材産業改善資金の貸付けを行っている。**

**２　貸付について**

1. 貸付対象

|  |
| --- |
| ● 新たな林業部門の経営の開始  例： ・新たに素材生産事業やきのこ栽培などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合  ・新たに長伐期施業や複層林施業を実施する場合 |
|
|
|
|
|
|
|
| ● 新たな木材産業部門の経営の開始  例： ・新たに集成材用ラミナの生産、合板製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場業などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合 |
|
|
|
|
|
| ● 林産物の新たな生産方式の導入  　　　例： ・生産性の向上、品質の向上等に役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合  (木材乾燥施設や木質バイオマス利用施設も含む。）  ・また、機械や施設だけでなく、量的なまとまりや団地性を確保した森林施業など先駆的な生産方式も対象。 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
| ● 林産物の新たな販売方式の導入  　　　例： ・売上高の向上等に役立つ販売用機械や施設を導入する場合。（ＩＴを活用した販売方式も含む。）  ・また、機械や施設だけでなく、量的なまとまりを確保した林産物販売など先駆的な販売  方式も対象。 |
|
|
|
|
|
|
|
| ● 林業労働に係る安全衛生施設の導入  例： 防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設などを導入する場合 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
| ● 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入  例： 休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を付備した施設などを導入する場合。 |
|
|
|
|
|

**★林業者が行う特用林産物の栽培等（農地利用の有無、農家資格等を問わない）に係る設備投資等も融資対象。**

（特用林産物）

保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。

（例）まつたけをはじめとするきのこ類、くり、くるみ、わさび、筍、わらび、ぜんまい、その他山菜類

４-58

(2)貸付実績

　　・貸付実績

　　　　平成２０年度　　５，６６６千円（椎茸用ボイラー、ほだ木運搬車他）

　　　　平成２２年度　　６，４４８千円（椎茸用ハウス、原木他）

　　　　平成２５年度　　４，８３０千円（薪割り機）

平成２７年度　　６，０００千円（作業路の改良）

　　　　平成２９年度　１５，０００千円（きくらげ用ハウス、菌床他）

(3)貸付方法

府運営協議会

貸付資格の

審査

②

①

大阪府

申請者

(借受者)

貸付資格認定申請書、見積書等提出

③

貸付資格認定・貸付決定通知書の送付

④

借用証書、印鑑証明書、貸付金受領口座、請求書の提出

⑤

貸付金の交付

⑦

実施報告書の提出

⑧

【償還期間中毎年】府の実地調査(機械の確認等)

機械の発注、納品

⑥

※貸付の時期･･･随時

業　　者

(4)貸付限度額、償還期間及び据置期間

①貸付限度額

対象事業費の100％を貸付けできる。

個人1,500万円、法人（会社）3,000万円、法人（団体）5,000万円、但し、大阪府の予算の範囲内となる。（令和２年予算　1,600万円）

　　②償還期間

　　　 償還期間10年以内、据置期間3年以内（特例措置あり）

(5)償還方法

①償還方法は、均等年賦支払の方法とする。（要綱第３の３(1)）

②償還期日は、原則として、6月10日、11月10日、1月10日、3月10日のいずれかとする。（要綱第３の３(2)）

(6)貸付枠、順位については、貸付けを希望した者の中で随時調整を行う。

４-59

【お問い合わせ窓口】

大阪府　みどり推進室森づくり課　森林支援グループ　 06-6941-0351（内線2752）

　　　　　　検査指導課　総務・金融グループ　　　　　　　06-6941-0351（内線6741）

及び　管轄の農と緑の総合事務所の森林課